

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 (平成30年～令和6年度)

令和6年度実施状況報告



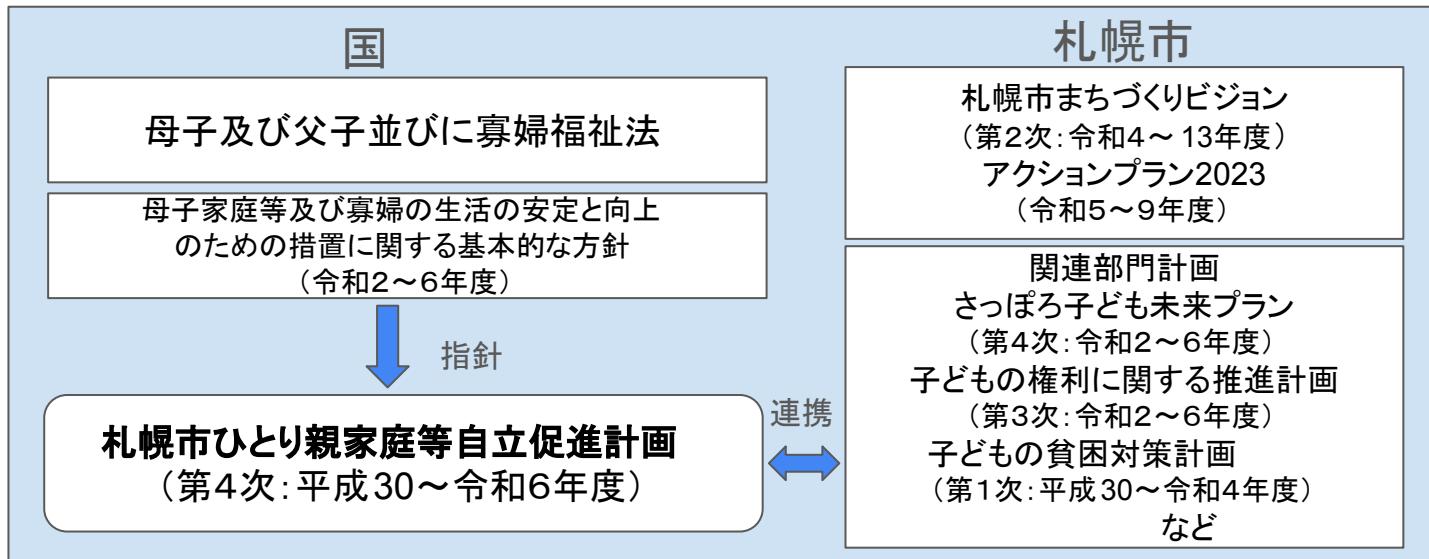
令和7年(2025年)12月
札幌市

目 次

1 第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の概要-----	1
2 基本施策ごとの実施状況報告-----	2
基本施策1-----	2
基本施策2-----	4
基本施策3-----	6
基本施策4-----	7
基本施策5-----	9
3 第4次ひとり親家庭等自立促進計画の結果-----	10
4 次期計画における今後の課題-----	11

1 第4次ひとり親家庭等自立促進計画の概要

(1) 計画の位置づけ



※第5次計画(令和7~11年度)は、第5次さっぽろ子ども未来プランの第6章として統合し、他の子ども・子育て支援施策も含め一体的に推進することとしている。

(2) 計画期間 平成30年度(2018年度)～令和6年度(2024年度)の7年間

※さっぽろ子ども未来プラン等と計画期間を合わせるため、当初より2年延長

(3) 施策の体系

【基本理念】 ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長	
基本目標	基本施策
1 子育て・生活支援の充実	1 子育て支援の推進 2 生活支援の推進 3 子どもの育ちと学びへの支援の推進
2 就業支援の充実	1 就業相談・就業機会創出等の推進 2 資格・技能習得等の支援の推進 3 女性のための就業支援の推進 4 働きやすい環境づくりの推進
3 養育費の確保及び適切な親子交流の推進	1 養育費及び親子交流に関する相談体制の強化 2 養育費及び親子交流に関する広報・啓発活動の推進
4 経済的支援の推進	1 給付型支援の実施 2 経済的負担の軽減 3 貸付金による支援の推進
5 利用者目線に立った広報の展開	1 利用者目線に立った広報の展開

2 基本施策ごとの実施状況

基本目標1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

【主な事業・取組】

①母子・婦人相談員による相談事業 【子)子育て支援部】

<概要>

各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を実施。

<実施状況>

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子父子自立支援員として離婚前後の相談、ひとり親の生活や子育てに関する相談に加え、困難女性支援法に基づく女性相談支援員としてDV等の相談も実施。令和7年度から2名増員し、全区で20名体制となった。

【相談件数（年間延べ件数）】

・平成30年度：3,979件	・令和元年度：2,361件	・令和2年度：2,835件
・令和3年度：3,029件	・令和4年度：2,888件	・令和5年度：2,872件
・令和6年度：3,019件		

※統計の取り方を令和元年度より変更しており、簡易な連絡調整のみのものを相談件数から除外している。

②ひとり親家庭支援センターの生活支援事業 【子)子育て支援部】

<概要>

札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談、専門の相談員による父子相談など、各種相談に応じている。

<実施状況>

一般相談件数は令和4年度以降微増。引き続き、ひとり親家庭の相談に応えられるよう、各相談体制を維持していく。

【一般相談（年間延べ件数）】

・平成30年度：2,529件	・令和元年度：3,077件	・令和2年度：3,044件
・令和3年度：3,115件	・令和4年度：3,038件	・令和5年度：3,161件
・令和6年度：3,427件		

【主な事業・取組】

③ひとり親家庭等日常生活支援事業【子)子育て支援部】

＜概要＞

ひとり親家庭等の親が、就職活動や疾病、冠婚葬祭等により一時的に家事の手助けや保育サービスが必要な場合等日常生活を営むのに支障がある場合に家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行う。

＜実施状況＞

令和6年2月より、所得に応じて設けていた利用料を廃止し所得にかかわらず利用料を無料とした。派遣実績は増加傾向にある。

【派遣実績】

- ・平成30年度：157件
- ・令和元年度：238件
- ・令和2年度：313件
- ・令和3年度：351件
- ・令和4年度：353件
- ・令和5年度：381件
- ・令和6年度：419件

④母子生活支援施設の運営【子)子育て支援部】

＜概要＞

母子生活支援施設で、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子世帯を保護し、自立に向けてその生活を支援。現在、市内に民営4施設がある。

＜実施状況＞

入所者数は緩やかな減少傾向。令和4・5年度に母子生活支援施設のあり方を検討し、令和6年度に公立1施設を廃止した。民営施設において新規事業「母子生活支援施設を活用した妊娠婦等生活援助事業」等を開始。

【母子生活支援施設入所状況】

- ・平成30年度：71世帯
- ・令和元年度：65世帯
- ・令和2年度：75世帯
- ・令和3年度：69世帯
- ・令和4年度：68世帯
- ・令和5年度：63世帯
- ・令和6年度：64世帯

⑤ひとり親家庭学習支援ボランティア事業【子)子育て支援部】

＜概要＞

ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るほか、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供。

＜実施状況＞

コロナ禍においてもオンラインでの実施など工夫して実施。令和6年度からは兄姉同行の小学1・2年生並びに中学3年生時に本事業を利用していた高校1年生も利用可とした。

【年間参加児童数（延べ人数）】

- ・平成30年度：4,746人
- ・令和元年度：3,491人
- ・令和2年度：3,056人
- ・令和3年度：1,503人
- ・令和4年度：2,484人
- ・令和5年度：3,322人
- ・令和6年度：3,635人

基本目標2 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させます。

【主な事業・取組】

①ひとり親家庭支援センターにおける就業支援事業 【子)子育て支援部】

＜概要＞

【就業相談・職業紹介】

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供。

【就業支援講習会】

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座を実施。

【母子・父子自立支援プログラム】

個々の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進。

【企業への訪問活動】

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求める。

【関係機関との連携】

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を推進。

＜実施状況＞

ひとり親家庭支援センターにおける各就業支援の取組を継続し、プログラム策定数などは増加傾向にある。引き続き、各取組を継続し、ひとり親家庭等の就業による自立の促進を図っていく。

※令和3年度から令和4年度以降にかけての策定数増加については、ホームページやLINEによる広報活動のほか、自立支援プログラム策定を要件とする、住宅支援資金貸付事業の開始が影響していると考えられる。

【自立支援プログラム新規策定者数（就職決定者数）】

・平成30年度：15人（14人）	・令和4年度：36人（26人）
・令和元年度：9人（8人）	・令和5年度：76人（61人）
・令和2年度：1人（1人）	・令和6年度：66人（65人）
・令和3年度：5人（3人）	

【主な事業・取組】

②自立支援教育訓練給付金事業【子）子育て支援部】

＜概要＞

就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に、教育訓練終了後に入学料及び受講料の一部を支給。

＜実施状況＞

令和5年度及び令和6年度実績値については、当該年度内に教育訓練が終了する講座指定申請者が少なかったため、受給者数が令和4年度に比べ減少しているが、LINE等による広報により申請者数は増加傾向にある。

（支給実績）R5年8,316千円（32人） R6年7,555千円（43人）

【自立支援教育訓練給付金支給者数、講座指定申請者数】

・平成30年度	：32人	講座指定54人	・令和4年度	：57人	講座指定61人
・令和元年度	：50人	講座指定64人	・令和5年度	：32人	講座指定76人
・令和2年度	：53人	講座指定64人	・令和6年度	：43人	講座指定96人
・令和3年度	：44人	講座指定86人			

③高等職業訓練促進給付金事業【子）子育て支援部】

＜概要＞

ひとり親家庭を対象に、保育士や看護師等の正規雇用につながりやすい資格取得を目的とする養成機関を受講する際に、受講期間中の生活負担軽減のための給付金を支給。

＜実施状況＞

高等職業訓練促進給付金の新規申請者数はHPやひとり親家庭支援LINE等による広報により、年々増加傾向となっている。

就業者数については、受給者の取得した資格や求人状況等により変動があるが、令和4年度実績と比べ高い状態を維持していることから、当該事業による就業促進の一定の効果は現れている。

令和3年度より、情報系資格が新たに対象となったことで、新規申請者が増加しており、現在もその傾向が続いている。

令和7年度より、広くひとり親家庭の親が対象となるよう、所得要件の緩和を行った。

（促進支給実績）R5年237,480千円（226人）、R6年248,531千円（248人）

【受給者のうち修了者、就業者数、新規申請者数】

・平成30年度	：修了者 44人、就業者40人、新規申請者 56人
・令和元年度	：修了者 49人、就業者43人、新規申請者 56人
・令和2年度	：修了者 55人、就業者43人、新規申請者 35人
・令和3年度	：修了者 54人、就業者47人、新規申請者134人
・令和4年度	：修了者 119人、就業者50人、新規申請者 97人
・令和5年度	：修了者 87人、就業者67人、新規申請者110人
・令和6年度	：修了者 66人、就業者55人、新規申請者127人

基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な親子交流が行われるよう、養育費及び親子交流に関する社会的機運の醸成等を推進します。

【主な事業・取組】

①養育費及び親子交流(面会交流)の相談【子)子育て支援部】

<概要>

区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や親子交流に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行う。

ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や親子交流に関する相談も実施。相談業務に従事する職員のスキルアップのため、研修を行い相談体制の充実を図る。また、相談の機会を通じて養育費や親子交流に対する市民の意識向上に努める。

<実施状況>

区の母子・婦人相談員への相談も、センターでの相談も、いずれも増加傾向にある。増加傾向の要因については、令和3年度から、養育費確保支援事業の開始したことが影響していると考えられる。

相談業務に従事する職員への養育費に関する研修について、令和6年度は1回実施しており、今後も令和8年度から導入される共同親権等改正民法の趣旨を踏まえた研修を実施予定。

【養育費・面会交流に係る相談件数】

- ・平成30年度：505件
- ・令和元年度：548件
- ・令和2年度：563件
- ・令和3年度：805件
- ・令和4年度：819件
- ・令和5年度：1,089件
- ・令和6年度：1,393件

②ひとり親家庭等養育費確保支援事業【子)子育て支援部】

<概要>

令和3年度より事業を開始。ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援。

さらに、不払い発生時における強制執行手続きに係る費用の一部も補助。

<実施状況>

事業利用数、相談件数とも増加傾向。また、令和6年12月より制度の拡充を行い、強制執行手続きに係る費用の一部補助を開始。親子交流に対する支援についても検討中。

【当事業を利用して公正証書等の作成や、強制執行の申し立てをした件数】

- ・令和3年度：93件
- ・令和4年度：183件
- ・令和5年度：206件
- ・令和6年度：211件

基本目標4 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

【主な事業・取組】

①児童扶養手当【子）子育て支援部】

＜概要＞

児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に対し、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

＜実施状況＞

各種広報により、児童扶養手当制度に関する情報提供を実施し、適切な手当支給を実施。令和6年度に所得限度額の引き上げ等が行われた。

【児童扶養手当受給者数】

- ・平成30年度：21,024人・令和元年度：19,034人・令和2年度：18,570人
- ・令和3年度：18,143人・令和4年度：17,409人・令和5年度：16,902人
- ・令和6年度：16,804人

②ひとり親家庭等医療費助成【保）保険医療部】

＜概要＞

ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成。

＜実施状況＞

ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費自己負担分の一部を助成。

生計維持者が住民税非課税の場合の親については、制度拡充により令和6年8月から、これまでの入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費も助成対象とした。

なお、生計維持者が住民税課税の場合の親については、引き続き入院・訪問看護のみ助成。

【助成件数・助成金額】

- ・平成30年度：266,466件（624,268千円）
- ・令和元年度：262,497件（588,427千円）
- ・令和2年度：216,605件（518,055千円）
- ・令和3年度：226,994件（556,792千円）
- ・令和4年度：232,836件（548,693千円）
- ・令和5年度：268,944件（641,252千円）
- ・令和6年度：310,661件（788,126千円）

【主な事業・取組】

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 【子）子育て支援部】

＜概要＞

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、修学資金や事業開始資金、技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行う。

＜実施状況＞

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る修学資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利子で貸付を行っており、貸付件数は増加傾向。

【貸付実績・貸付金額】

- ・平成30年度：72件 (48,050千円) (うち修学資金：55件)
- ・令和元年度：55件 (34,434千円) (うち修学資金：42件)
- ・令和2年度：55件 (22,260千円) (うち修学資金：31件)
- ・令和3年度：48件 (20,878千円) (うち修学資金：25件)
- ・令和4年度：58件 (27,051千円) (うち修学資金：35件)
- ・令和5年度：75件 (32,748千円) (うち修学資金：43件)
- ・令和6年度：82件 (38,943千円) (うち修学資金：49件)

④ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度 【子）子育て支援部】

＜概要＞

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。

また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付を行う。

＜実施状況＞

貸付件数は増加傾向にある。令和7年度には住宅資金貸付の貸付額を上限4万円から7万円へ拡充したことから、今後も申請件数は増加する見込み。

【貸付件数】

・平成30年度：34件	・令和元年度：30件	・令和2年度：29件
・令和3年度：44件	・令和4年度：66件	・令和5年度：112件
・令和6年度：96件		

※令和4年度以降の貸付件数増加の要因については、令和3年7月より新規開始した住宅支援資金貸付の申請件数急増（令和4年度：28件、令和5年度：80件、令和6年度：71件）が要因である。

基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題とされていることから、情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、また、必要にしている方に確実に届くような広報を展開します。

【主な事業・取組】

- ①必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成
- ②必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

【子】子育て支援部】

＜概要＞

必要な情報が必要なときに得られるよう、ひとり親家庭を対象としたガイドブックを作成し、離婚届けの提出窓口やひとり親相談窓口等で配布し、制度周知と利用促進を図る。

また、ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要な情報が確実に届くよう、SNSや児童扶養手当現況届への制度案内同封なども活用したプッシュ型の広報等に取り組む。

＜実施状況＞

- ①毎年、支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を更新し、常に最新の情報を提供している。
- ②児童扶養手当の現況届に支援制度等の周知用のチラシを同封しており、支援を必要とするひとり親家庭に支援制度等の周知をすることができている。

【「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数】

- ・平成30年度：8,000部
- ・令和元年度：7,000部
- ・令和2年度：30,000部
- ・令和3年度：10,000部
- ・令和4年度：10,000部
- ・令和5年度：9,000部
- ・令和6年度：9,000部

※令和2年度は児童扶養手当現況届に同封したため増刷

③SNSの活用による広報の展開【子】子育て支援部】

＜概要＞

ひとり家庭向けの支援制度や相談窓口等についてプッシュ型の情報提供のため、公式LINEアカウント「札幌市ひとり親家庭支援」を運営し、制度利用の促進。

＜実施状況＞

登録者数は毎年1,000人ほど増加。児扶手現況届時など様々な機会に登録を案内。ひとり親家庭支援センターの各種講座、児童扶養手当現況届、学習支援事業、自立支援教育訓練給付金などの情報を定期的又は随時にプッシュ通知している。

【LINE登録ユーザー数】（令和3年7月1日より運用開始）

- ・令和3年度：840人
- ・令和4年度：4,389人
- ・令和5年度：5,870人
- ・令和6年度：6,944人

3 第4次ひとり親家庭等自立促進計画の結果(第5次計画から抜粋)

令和3年度（2021年度）から「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」や「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」など計画策定後も社会のニーズに合わせながら様々な支援に取り組んできました。

成果指標の状況では、今後の生活に不安を感じている人の割合や、子育てに悩みを持っている人の割合など、調査時点での社会情勢の影響を受けやすいと思われる指標については目標が未達成であったものの、就業者における正社員・職員の割合、養育費に関する取決めの状況及び支援制度の認知度については目標を達成しているなど、基本目標ごとの状況が異なっています。こうした状況を踏まえて引き続き総合的な支援を行っていく必要があります。

○成果指標の達成状況

基本目標	指標項目	区分	前回値 (平成29年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
計画全体	今後の生活に不安のある方の割合	母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
		父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
		寡婦	66.0%	82.2%	60.0%
基本目標1 子育て・生活支援の充実	困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合	母子家庭	14.3%	16.0%	10.0%
		父子家庭	33.1%	33.1%	20.0%
	18～19歳世代の大学進学の割合	ひとり親家庭	30.1%	29.1%	40.0%
基本目標2 就業支援の充実	就業している人のうち、正社員・正職員の割合	母子家庭	35.2%	45.3%	55.0%
		父子家庭	58.8%	65.1%	75.0%
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	養育費の取決めをしている人の割合	母子家庭	52.6%	63.7%	75.0%
		父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%
	養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合	母子家庭	62.7%	66.2%	70.0%
		父子家庭	31.0%	19.4%	25.0%
基本目標4 経済的支援の推進	家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合	ひとり親家庭	78.2% (平成28年度)	78.2%	65.0%
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	支援制度の認知度(各事業の認知度の平均)	母子家庭	28.5%	36.5%	45.0%
		父子家庭	9.1%	19.3%	30.0%
		寡婦	43.9%	49.9%	55.0%

4 次期計画における今後の課題(第5次計画より抜粋)

○生活への不安に関する課題

困ったときや悩みの相談相手では、「特にいない」と回答した人の割合が高い一方で「区役所の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」などの公的機関が相談相手になっている割合が低い状況となっています。

相談相手がいることが生活不安を和らげることにつながると考えられることから、専門機関と連携した心理面での支援が必要です。また、こうした連携を行うに当たり、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討が必要です。

また、父子家庭では、母子家庭・寡婦に比べて相談相手がいない人の割合が高く、孤立するリスクが高いと考えられるため、父子専門の相談を行っているひとり親家庭支援センターの認知度を高めることなど、父子家庭に向けた効果的な広報を検討する必要があります。

18～19歳世代の子どもの大学進学割合は29.1%、これは、令和4年度（2022年度）学校基本調査（文部科学省）による大学（学部）進学率の56.6%を大きく下回っており、高校より先へ進学を希望する場合には、進学を希望する子どもにとって身近なロールモデルを獲得することも重要と考えられます。

○就業状況に関する課題

就業状況について、母子家庭・父子家庭ともに2017年度調査時よりも就業している割合が増加しています。また、正社員・正職員の割合も増加しており、雇用形態の安定化が進んでいることがうかがえます。

一方で、正社員であっても年間収入が300万円未満の方も多くおり、世帯の家計は依然として厳しい状況にあるといえます。雇用の安定化に向けて、引き続き専門資格取得に係る支援や、効果的な就業相談を行うことが重要です。

○養育費の確保に関する課題

母子家庭では、養育費の取決めをしている割合は増加傾向であり、取決めに関する支援を継続していく必要があります。加えて、取決めが養育費の適切な受取につながる取組について検討が必要です。また、父子家庭では取決めをした人の割合が低い状況となっています。父子家庭では、養育費に関する「話し合い自体していない」割合が母子家庭と比べて高い傾向にあることから（2022年度母子：15.3%、父子：30.0%）、養育費等に関する制度についての周知が重要です。

○経済状況に関する課題

昨今の物価高騰の影響もあり、母子家庭・父子家庭・寡婦それぞれにおいて厳しい家計の状況にあることがうかがえます。ひとり親家庭支援センターにおける就業相談事業や、ひとり親家庭自立支援給付金事業等の就業に係る支援に加え、ひとり親家庭等の生活を支えるための複合的な支援を行っていく必要があります。

○支援制度の認知度に関する課題

支援制度について、2017年度時より認知度は向上しており、ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、ホームページへの掲載、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」での発信等、各種広報による成果がみられます。

支援制度の認知度は利用の促進に直結することから、必要とする人に必要な支援情報が届くよう引き続き効果的な広報について検討が必要です。